

高齢者や障害者の方々などの避難等を支援するための 条例を制定しました

千葉市では、高齢者や障害者の方々などへの、災害時の支援強化の一環として、「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」を制定しました。

1 制定の趣旨

平成16年の新潟・福島豪雨や平成23年の東日本大震災においては、犠牲者に高齢者や障害者の占める割合が大きく、災害時に自力で迅速な避難行動をとることが困難な者に対する避難支援等の強化が急務となっています。

千葉市では、平成20年から「災害時要援護者名簿」を作成し、また、平成22年からは平常時から自主防災組織や町内自治会に個人情報を提供し、地域における避難支援等の体制の構築に努めているところですが、個人情報の提供には、対象者本人の同意が必要であり、個別に同意確認を行っていることから、全市的な情報の提供が進んでいない状況にあります。

そこで、市が保有する「避難行動要支援者※」の個人情報を、本人から拒否の意思表示がない限り、平常時から自主防災組織や町内自治会等に提供できるよう条例を制定しました。

※避難行動要支援者とは、これまでは災害時要援護者と呼んでいましたが、災害対策基本法で新たに定義づけられた「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいいます。

2 主な内容

(1) 避難行動要支援者の範囲

ア 高齢者

65歳以上の一人暮らし高齢者であって、介護保険の要介護認定・要支援認定を受けている者のうち、要介護2以下・要支援2以下の認定を受けている者

イ 要介護認定者

介護保険の要介護認定を受けている者で、要介護3以上の認定を受けている者

ウ 重度の障害者

(ア) 身体障害者手帳所持者

- a 視覚障害（1級又は2級）
- b 聴覚障害（2級）
- c 上肢機能障害（1級又は2級）
- d 下肢機能障害（1級又は2級）
- e 体幹機能障害（1級、2級又は3級）
- f 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能障害（1級又は2級）
- g 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害（1級、2級又は3級）

(イ) 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1 級)

(ウ) 療育手帳所持者 (A)

エ 難病患者

(ア) 特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者

(イ) 小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者

オ 手あげ方式

市で定める名簿掲載条件の形式要件に漏れた者で、特に支援が必要と認められるもの

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎とする名簿を作成します。

＜避難行動要支援者名簿記載事項＞

氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、避難支援を必要とする事由

(3) 平常時における名簿情報の共有・提供

消防局、ちば消防共同指令センター、民生委員、高齢福祉課、防災対策課及び各区役所では、従来どおり避難行動要支援者すべての者の名簿を共有します。

避難行動要支援者からの拒否の意思表示がない限り、名簿を避難支援等関係者に提供します。

＜避難支援等関係者（名簿情報の提供先）＞

千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合、その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるもの

(4) 名簿情報の適正管理

名簿情報を提供する際には、町内自治会・自主防災組織等と協定を締結し、情報の漏えい防止措置を講じます。

また、法律及び条例に基づく守秘義務が課せられ、避難支援等の用に供する目的以外に利用してはならないこと、知り得た個人の秘密を漏らしてはならないこと等を規定するとともに、名簿情報の取扱いに関して、市から検査をすることができると等を規定し、情報の適正管理を確保します。

3 今後の予定

夏頃～ 条例施行

拒否の意思確認の通知発送

拒否の意思確認の受付

秋頃～ 避難行動要支援者名簿の提供開始

問い合わせ先 千葉市総務局危機管理課 電話 043-245-5151 FAX 043-245-5597
--